

5 福国連号外
令和5年9月7日

各保険医療機関
各保険薬局 御中
各指定訪問看護事業所

福島県国民健康保険団体連合会
(公印省略)

福島県内の市町村が実施する医療費助成事業における公費併用レセプト
による請求支払業務の対象追加について (通知)

本会の事業運営につきましては、日ごろより格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本会で実施している医療費助成事業の公費併用レセプトによる請求支払業務につ
いて、対象追加がありますのでお知らせいたします。

つきましては、追加となる当該医療費助成事業の概要は本紙裏面のとおりとなりますので
御確認ください。

なお、公費併用レセプト請求の対象は当該市町村に住所を有する国保組合 (福島県歯科医
師国保組合及び福島県医師国保組合を含む全国の全ての国保組合) の被保険者に係る医療
費となりますので、取り扱い等に御配慮くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 福島県内全ての市町村国保における「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで国
保10割給付」の取り扱いに変更はありません。

※ 「医療費助成事業公費併用請求対象市町村一覧」及び「医療費助成事業における公費併
用レセプトの請求方法について」(記載事例)を本会ホームページの「保険医療機関等・
施術所の方へ」内に公開しております。記載事例は随時更新いたしますので、お手数で
も最新版であることを御確認の上、御活用ください。

なお、「医療費助成事業公費併用請求対象市町村一覧」につきましては、本通知に同封
しております。

※ 公費併用レセプト請求の対象となる医療費助成事業について、追加がある場合はその
都度お知らせいたします。

事務担当

事業内容に関すること 業務管理課 療養費係 TEL 024-523-2705

請求方法に関すること 業務審査課 業務第1係 TEL 024-523-2804

1 追加となる医療費助成事業の概要

区 分	乳幼児・子ども医療費助成事業	
実施主体 公費負担者番号	棚倉町 80071038	
対 象 者	当該助成事業の受給者証を交付された被保険者	
一 部 負担金	入 院 入院外	な し
食 事 療 養 費	食事標準負担額を助成	
対象医療機関等	福島県内の保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業所	
受 託 年 月	令和5年10月診療分から	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保の被保険者は公費併用請求の対象となりません。(国保10割給付) (公費併用請求の対象は国保組合の被保険者です。(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)) 一部負担金相当額が21,000円以上のレセプトは公費併用請求の対象となりません。(償還払い対象) 	

2 請求方法

令和5年10月診療分(11月請求)から、診療報酬明細書(レセプト)は【公費併用】での請求をお願いいたします。
ただし、令和5年9月診療分以前の月遅れレセプトについては、従来どおりの取扱いとなりますので御注意ください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者における 医療費助成事業公費併用請求対象市町村一覧

① 受給者証の確認をお願いします。

- 公費併用請求の対象となる受給者の方は、受給者証に以下の公費負担者番号が記載されております。
医療費助成事業内容は、市町村により異なる場合がありますので、併せて御確認ください。

※ 請求の際は、開始診療年月に御注意ください。

② 福島県内の保険医療機関もしくは保険薬局または指定訪問看護事業所の当該指定に係る事業所(以下「保険医療機関等」という。)を対象とします。
・被保険者の提示した受給者証に記載された公費負担者番号及び公費受給者番号を記載し、公費併用として請求してください。
・福島県外の保険医療機関等におきましては、公費併用としての請求は出来ません。

Table with 3 main columns: 乳幼児・子ども医療費助成事業, ひとり親家庭医療費助成事業, 重症心身障がい者医療費助成事業. Each column contains sub-columns for 公費負担者番号, 開始診療年月, 一部負担金, 食事療養費, 備考, 公費負担者番号, 開始診療年月, 一部負担金, 食事療養費, 備考, 公費負担者番号, 開始診療年月, 一部負担金, 食事療養費, 備考.

備考 ※① : 世帯ごと月額1,000円まで(受給者証または上限管理票に徴収額を記入欄あり)
※② : 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方が、精神障がいによる疾患で入院したときは、受給者証を使用できません。
※③ : 国民健康保険被保険者について、70歳以上の全てのレセプト及び70歳未満で一部負担金相当額が21,000円以上のレセプトは公費併用請求の対象となりません。(償還払い対象)
※④ : 国民健康保険被保険者について、65歳未満で一部負担金相当額が21,000円以上のレセプトは公費併用請求の対象となりません。(償還払い対象)
※⑤ : 65歳以上の後期高齢者医療保険未加入者で受給者証に「償還」と記載されている方は、公費併用請求の対象となりません。(償還払い対象)
※⑥ : 市町村国民健康保険被保険者は公費併用請求の対象となりません。(国保10割給付)
(公費併用請求の対象は当該市町村に住所を有する国民健康保険(福島県国民健康保険組合・福島県国民健康保険組合を含む)の被保険者です。(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
一部負担金相当額が21,000円以上のレセプトは公費併用請求の対象となりません。(償還払い対象)

③ レセプトは、【国保(後期)と公費】の併用レセプトで請求願います。
・上記の受給者証と一緒に、他の公費の受給者証も利用できます。(例：国保と公費54と公費82)

重要性分類Ⅲ
事務連絡
令和5年9月4日

保険医療機関（薬局） 各位

社会保険診療報酬支払基金
福島審査委員会事務局

福島県内の市町村が実施する医療費助成事業
の審査支払事務の新規受託について（お知らせ）

平素は、支払基金の業務運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、支払基金福島事務局では、医療保険関係者における「事務の効率化」や「住民サービスの向上」への取組みとして、県内の各市町村が実施する医療費助成事業に係る審査支払事務の受託に向けて働きかけを実施しております。

今般、新たに医療費助成事業の審査支払事務を下記のとおり受託することとなりましたので、受託後の請求等につきまして、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 令和5年10月診療分から新たに受託する市町村及び事業名等

市町村	事業名（公費負担者番号）	受託医療機関等
棚倉町	こども医療 (80.07.103.8)	全国の医療機関等

※ 詳細については、「支払基金ホームページ」に掲載しております。

【トップページ ⇒ 事業内容 ⇒ 医療費助成事業関係業務】

2 受託後の請求方法

令和5年10月診療分以降	<u>社保と公費（医療費助成）の併用レセプトで請求</u>
令和5年9月診療分以前	社保単独レセプトで請求

（裏面に続く）

医療費助成事業の実施機関一覧

◎ 受給資格者証をご確認の上、【社保と公費】の併用分レシートにより請求願います。
 給付内容は市町村により異なる場合がありますので、併せてご確認ください。

令和5年9月現在

市町村名	子ども医療	ひとり親家庭	重度心身障害者	妊産婦医療
会津若松市	80.07.002.2	81.07.002.1	82.07.002.0	—
郡山市	80.07.003.0	—	—	—
白河市	80.07.005.5	—	82.07.005.3	—
須賀川市	80.07.007.1	—	—	—
喜多方市	80.07.008.9	—	—	—
二本松市	80.07.010.5	—	—	—
田村市	80.07.011.3	81.07.011.2	82.07.011.1	—
本宮市	80.07.014.7	—	—	—
国見町	80.07.053.5	—	—	—
川俣町	80.07.058.4	—	—	—
大玉村	80.07.061.8	—	—	—
鏡石町	80.07.067.5	—	—	—
天栄村	80.07.069.1	—	—	—
下郷町	80.07.071.7	81.07.071.6	82.07.071.5	—
檜枝岐村	80.07.073.3	—	—	—
只見町	80.07.076.6	81.07.076.5	82.07.076.4	—
北塩原村	80.07.079.0	—	82.07.079.8	—
西会津町	80.07.082.4	—	—	—
磐梯町	80.07.084.0	81.07.084.9	82.07.084.8	—
猪苗代町	80.07.085.7	—	—	—
会津坂下町	80.07.086.5	—	82.07.086.3	—
湯川村	80.07.087.3	81.07.087.2	82.07.087.1	—
柳津町	80.07.088.1	—	82.07.088.9	—
三島町	80.07.093.1	81.07.093.0	82.07.093.9	—
金山町	80.07.094.9	—	82.07.094.7	—
昭和村	80.07.095.6	81.07.095.5	82.07.095.4	—
西郷村	—	—	82.07.096.2	—
泉崎村	80.07.099.8	—	82.07.099.6	—
中島村	80.07.100.4	—	82.07.100.2	—
矢吹町	80.07.101.2	—	82.07.101.0	—
棚倉町	80.07.103.8	—	82.07.103.6	83.07.103.5
古殿町	80.07.107.9	—	—	—
石川町	80.07.108.7	—	—	—
玉川村	80.07.109.5	—	—	—
平田村	80.07.110.3	—	—	—
浅川町	80.07.111.1	—	82.07.111.9	—
三春町	80.07.112.9	—	82.07.112.7	—
小野町	80.07.113.7	—	82.07.113.5	—
広野町	80.07.119.4	—	—	—
檜葉町	80.07.120.2	—	—	—
富岡町	80.07.121.0	—	—	—
川内村	80.07.122.8	81.07.122.7	82.07.122.6	—
大熊町	80.07.123.6	—	—	—
双葉町	80.07.124.4	—	—	—
浪江町	80.07.125.1	—	—	—
葛尾村	80.07.126.9	—	—	—
飯館村	80.07.130.1	81.07.130.0	82.07.130.9	—
会津美里町	80.07.131.9	81.07.131.8	82.07.131.7	—
南会津町	80.07.132.7	81.07.132.6	82.07.132.5	83.07.132.4

(注) 太字については、令和5年10月診療分から助成対象となります。

社会保険診療報酬支払基金福島審査委員会事務局